

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

豊かな暮らしの創出に係る交流・学びの拠点整備計画（企業版ふるさと納税）

2 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県牧之原市

3 地域再生計画の区域

静岡県牧之原市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

牧之原市はこれまで大規模工場などの企業誘致を主要な施策として進めてきた。その結果、スズキ株式会社を初めとする大手企業の大規模工場が立地し、製造品出荷額は1兆円規模、昼夜間人口比率は110.5%（H27 国勢調査）など、周辺市から市内の工場に多くの人々が通勤する構造が生まれている。多くの人々が通勤する流れがある一方で、直近の市民意識調査においては、鉄道駅があり交通の利便性や商業・サービス業などが充実した周辺市に比べて、暮らしの魅力に乏しいと考える傾向が確認でき、小さな子どもを持つ女性世代への聞き取り調査でも昼間子どもや友人と滞在できる機能が不足しているという意見が多い。直近の国立社会保障人口問題研究所の推計人口においても、市民全体、若者世代の両方で周辺市に比べて人口減少が進む予測がされているなど、企業誘致の成果が定住に繋がっていない。

また、当市は、平成17年に同規模の2つの町が合併して誕生した市であり、その旧町も複数の村が合併したものである。まちの中心地という概念や商業・サービス業の特色が無く、鉄道駅の駅前のような拠点もない。都市部のような物の豊かさを求めるまちづくりでは、鉄道インフラなどの立地環境に優れた周辺市に対抗できない。

現在、自動車産業の好調さを背景に、人口社会減は一時的には抑制されているが、魅力的な暮らし方がこのまちで実現できなければ、工場があっても人は減り続け、

まちの活力は下がり続ける。

暮らしに関する魅力は、公共サービスだけでなく、飲食・物販・体験などの民間が担うサービスと連携してこそ高めることができる。当市では、これまで市政への市民参加や市民協働を主要な施策として進めてきたが、参加することで市民の町への愛着や理解度が高まったとしても、暮らしの魅力に係る具体的なサービスや環境が変化していかなければ、若者世代の流出は止まらず、人口の先細りなど、市政の持続性に関わる課題が益々深刻化していくことが懸念される。これまでの取組は、税収の確保、働き場の確保、市民の市政への理解や愛着の醸成という点では効果を発揮したが、現状で課題と認識する若者世代の定住に繋がるサービスや住環境の充実には、もう一步踏み込んだ連携・協働の手法を講じる必要がある。

民間投資が次々に進む他市町とは状況が異なるため、可能性の低い民間投資を待つのではなく、積極的に課題解決に取り組む。これまで培った企業誘致や市民協働などのノウハウを活かし、公共と民間がそれぞれの特性や得意分野を活かして連携して、より豊かに日常生活が送れる住環境の実現に取り組むことで、物の豊かさだけではない暮らしの魅力を生み出し、現在住んでいる市民の暮らしの満足度を高めることや、都市部に出ていき戻ってこない人の流れを抑制するなど、まちの賑わいづくりが可能であると考えます。

4-2 地方創生として目指す将来像

当市は、美しい海岸や茶畑などの自然環境、新鮮な農水産物が豊富にあるとともに、空港、御前崎港、高速道路などの交通インフラや市の財政や市民の暮らしを支える企業などの多くの資源を有している。

一方、市民からは、鉄道駅のない地方都市でも、友人、家族や子どもと豊かに暮らせるような住環境の整備に対するニーズが高まっており、地域資源や自然環境を活かして、物の豊かさから、より健康的でやりがいのある暮らしが実現できるような地方創生の取組を一層進めていく必要がある。

このことから、当市では、今の社会や若者のニーズに合った自立型のまちづくりを行う市政運営の仕組みをつくとともに、市民が望む暮らしや働き方のきっかけとなる集いの場、魅力的なサービスや空間を提供する施設の整備を民間と連携して実施する。

また、当該施設は、公民連携による様々なサービスの創出、提供の拠点となることで、当市の魅力を最大限に発揮し、情報発信することで、現在住んでいる若者世代の流出抑制、移住者の増加、市の持続性の確保に繋がるものとしていく。

今回の「豊かな暮らしの創出に係る交流・学びの拠点整備」事業は、そのための第1歩として企業版ふるさと納税を活用して実施するものであり、今後、市内各所に横展開するための先導モデル施設として取り組むものである。

【数値目標】

事業の名称	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
豊かな暮らしの創出に係る交流・学びの拠点整備計画(企業版ふるさと納税)	施設の利用者数(人)	0	50,000	公民連携まちづくりを担うプレイヤーの育成、支援やエリア再生を通じて、若者が求めるサービスや住環境を充実する。
	この施設で創出する事業数(事業) ※テストマーケティングエリア等での事業実施数	0	20	
	子どもを産み育てやすい環境だと感じる市民割合(%)	40.1	55.1	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例(内閣府)：【A2007】

① 事業の名称

豊かな暮らしの創出に係る交流・学びの拠点整備計画(企業版ふるさと納税)

② 事業の内容

(目的と概要)

今回整備する施設周辺のエリアには、ミルキーウェイショッピングタウンがあり、その中にはスーパーマーケットや飲食店、物販店、コインランドリー、公園などが集積している。日常的に多くの住民が利用しているエリアではあるが、現在の形態では買物や用事を済ませて帰るだけで、地域コミュニティの形成や、日常生活をより楽しく、豊かに感じる魅力が不足している。

現在、ミルキーウェイショッピングタウン内の空き店舗（民間所有）を民間主導で改修した物販、体験、交流などの複合施設整備の計画が検討されているが、民間だけでは、どこにでもある複合商業施設になってしまい、課題の解決に向かう効果的な機能を発揮できない。目指す将来像の実現に繋げるためには、公民の特性を活かした空間やサービスを提供する必要があるため、施設の一部を市が借り受け、公民の連携で市内に豊かな暮らし方を生み出す交流・学びの拠点施設として整備する。

当該施設整備に係る経費のうち、既存の施設を活用できる部分は現行のままとするが、整備に必要な改修工事を行う。また、改修工事に伴い必要な設備器具設置工事についてもあわせて実施する。

「児童スペース」、「飲食・談話スペース」、「雑誌・新聞スペース」、「学習スペース」、「資料・情報スペース」などを設ける。

民間の取組効果を一層加速させるとともに、長時間にわたり楽しく滞在できる施設とするため、各スペースの用途に応じた過ごしやすい空間づくりや配置を行うとともに、関連する資料や本の設置、展示などを行う。

また、公民連携リノベーションまちづくりのプレイヤー育成に関する講座の開催などを行う「若者に魅力あるサービス等創出支援事業」を当施設において実施することで、交流、学びから実践に繋がる機能をさらに高め、豊かな暮らしに繋がる公民の様々なサービスの創出を実現する施設とする。

(施設の具体的な機能・使われ方のイメージ)

民間施設部分では、全天候型の屋内空間にカフェ、雑貨屋（地域の資源やアクティビティの特色あるもの）、物販店がテナントとして入居できるエリ

アの設置、ボルダリングやレンタルバイク、BBQ スペースなどの体験・スポーツ施設などの事業を行うとともに、人工芝の屋内広場とシェアキッチン、施設中央の広場はテストマーケティング（ブースは施設で貸出し）や講演会などのイベントスペースとして使用できるものを整備するなど、民間部分は、経済性のあるビジネスとして持続性のあるサービスを提供する。

一方で、今回の交付対象事業である市が借り受けるスペース部分には、子連れの家族に対してのサービスとして児童スペースを設け、飲食スペースの利用や児童書の読み聞かせ等で親同士または親子が話をしながら、豊かな暮らしを実現していくとともに、交流と学びを通して、日常の様々な課題解決やチャレンジを支援できるような機能を設ける。

また、雑誌のスペースは若者が民間スペース部分でコーヒーを買って飲みながら自分の趣味に合う本を読んで過ごせたりするなど、エリア毎に空間の作り方を工夫することで、民間部分のサービスを活用し、滞在や交流ができる公共性のあるサービスを提供する。これにより、民間部分の使いやすさを高めるような相乗効果が期待できる。

この施設を含む周辺のエリア内には、スーパーマーケットや公園もあるため、買物などでこのエリアに来た人が、コーヒーを飲んだり、買物を楽しめたり、テストマーケティングエリアで趣味の延長のようなビジネスにも気軽にチャレンジできるなどの暮らしのイメージを実現する。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の数値目標に同じ。

④ 寄附の金額の目安

63,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度6月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに牧之原市ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで